

指定管理者の管理運営に対する評価シート（公表用）

担当課	こども家庭課
評価対象期間	R5. 4. 1 ～ R6. 3. 31

1.概要

施設 【参考情報】	名 称		うるま市きゃん児童館					
	所 在 地		うるま市字喜屋武384番地 3					
	設置目的		児童福祉法（昭和22年法律第164号）第35条第3項の規定に基づき、児童館及び児童センターを設置する。 【参考】 児童福祉法第35条第3項 市町村は、内閣府令の定めるところにより、あらかじめ、内閣府令で定める事項を都道府県知事に届け出て、児童福祉施設を設置することができる。					
	指定管理業務の内容		①児童の健全育成に関する業務 ②施設利用の許可等に関する業務 ③施設の維持管理に関する業務 ④利用料金の徴収及び還付に関する業務 ⑤業務報告書等に関する業務 ⑥その他市長が必要と認める業務					
	料金制度		利用料金（指定管理者の収入） ・ 使用料（市の収入） ・ 該当なし（利用料金も使用料もなし）					
市 【参考情報】	(R4年度当時) ・ 直営時 ・ 直営想定	単年度収支 ※大規模修繕除く (人件費・管理委託料費除く)	支出	2,172,973 円		利用者数	17232人	
			収入	0 円				
	(評価対象期間) 指定管理時	支出	指定管理料	直営時支出で含めた項目（内訳） 直営時では除いた項目（内訳）	運営費、事業費、修繕費、業務委託料、使用人件費、管理委託料	(合計)	1596264円	
			指定管理料以外の市負担金額	(内訳)	-	(合計)	0 円	
			指定管理期間中の市の収入（歳入）	(内訳)	-	(合計)	0 円	
指定管理 【参考情報】	指定期間		令和4年8月1日 ～ 令和9年3月31日					
	所在地		沖縄県うるま市与那城屋慶名2285番地1					
	名 称（法人名・団体名）		一般社団法人あすいろ					
	(※団体の場合は、代表者名も記入)		代表理事 遠藤 友紀子					
	評価対象期間 指定管理料		15,220,137円	評価対象期間 利用者数		17,232 人		
	指定管理業務の収入 (指定管理料含む)		15,236,180 円	指定管理業務の支出		15,396,846 円		
	協定や事業計画書等による目標 【参考情報】		(非表示)					
	前回評価部会からの意見等 (事務局記載欄)		(非表示)					

2.評価結果

評価項目及び評価のポイント			配点	評価 レベル	得点
1 施設の設置目的の達成（有効性の向上）に関する取り組み			50		40
(1) 施設の設置目的の達成			30	4	24
	①施設を最大限活用して、施設の設置目的に沿った成果を得られているか（目標達成できた）。○				
(2) 利用者の満足度			20	4	16
	①利用者アンケートの結果、施設利用者の満足が得られているか。○				
	②利用者の意見を把握し、それらを反映させる取り組みがなされている。○				
	③利用者からの苦情に対する対応が十分になされているか。○				
	④利用者への情報提供が十分になされているか。○				
	⑤その他サービスの質を維持・向上するための具体的な取り組みがなされ、その効果が得られているか。○				
評価の理由	【満足度】	利用者アンケート抜粋：全体としての満足度 回答件数（12件） 大変満足した（92％） 満足した（8％） どちらともいえない（ ％） 不満足（ ％）			
2 効率性の向上等に関する取り組み			20		16
(1) 経費の低減等			20	4	16
	①施設の管理運営（指定管理業務）に関し、経費を効率的に低減するための十分な取り組みがなされ、その効果があったか。○				
	②清掃、警備、設備の保守点検等の業務について再委託が行われた場合、それらが適切な水準で行われ、経費が最小限となるよう工夫がなされたか。○				
(2) 収入の増加			0	0	0
	①収入を増加するための具体的な取り組みがなされ、その効果があったか。×				
3 公の施設にふさわしい適正な管理運営に関する取り組み			30		22
(1) 施設の管理運営（指定管理業務）の実施状況			20	4	16
	①条例規則協定等の指定管理業務を行っていたか。○				
	②施設の管理運営(指定管理業務) にあたる人員の配置が協定等の内容通り実施されていたか。○				
	③職員の施設・能力向上を図る取り組みが協定等の内容通り実施されていたか。○				
	④市（施設所管課）と適切に連携されていたか。○				
	⑤地域や関係団体等との連携や協働が図られたか。○				
(2) 平等利用、安全対策、危機管理体制など			10	3	6
	①関係法令(地方自治法、通則条例、設置条例・施行規則、個人情報保護の保護に関する法律・条例、行政手続法・条例等) が遵守されているか。○				
	②職員の雇用に関する法令等（労働基準法、労働組合法、労働安全衛生法、最低賃金法、労働者派遣法等）が遵守されているか。○				
	③施設・設備の維持保全関係法令等(建築基準法、消防法、電気事業法等) が遵守されているか。○				
	④施設の管理運営(指定管理業務) に係る収支の内容に不適切な点はないか。○				
	⑤管理物件の修繕や日常の事故防止などの安全対策が適切に実施されていたか。○				
	⑥防犯や事故、災害等の危機管理体制、及び防災に係る体制が適切であった。○				
	⑦防災等に関する研修・訓練が効果的に実施されていたか。（※災害等が発生した場合：対応は適切であったか）○				

【総合評価】 うるま市きゅん児童館		こども家庭課	
合計得点（100点満点）		78	評価ランク（S～D）
			B
評価内容	・ 基本的な経理管理等も適切に管理されており、さらに、職員の資質向上にも積極的かつ保護者満足度も高く、地域と連携が密で地域活性化にも寄与しているものとする。		
今後の対応	・ 現状の運営を継続的に進めていけるよう管理していく。		
備考 補足等	（非表示）		

【指定管理者評価部会の意見】			
合計得点（100点満点）		評価ランク（S～D）	
指定 管 理 者	評価 内容		
	意見 提言		
担 当 課	意見 提言		

※最低基準レベル：各項目で評価レベル2以下の項目があれば、要指導等